

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）	1
○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）	3
○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）	6
○地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）	8
○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百一十一号）	23

◎ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号） 抄  
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（退職一時金を返還する場合の利子の利率等）</p> <p>第三十条の六 法附則第二十八条の二第四項（法附則第二十八条の三後段において準用する場合を含む。）に規定する利率は、<u>年四・二パーセント</u>（法附則第二十八条の二第一項に規定する一時金である支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、<u>同年四月</u>から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、<u>同年四月</u>から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、<u>同年四月</u>から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、<u>同年四月</u>から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、<u>同年四月</u>から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、<u>同年四月</u>から平成二十二年三月までの期間については年一・八パーセント、<u>同年四月</u>から平成二十三年三月までの期間については年一・九パーセント、<u>同年四月</u>から平成二十四年三月までの期間については年二・二パーセント、<u>同年四月</u>から平成二十五年三月までの期間については年二・二パーセント、<u>同年四月</u>から平成二十六年三月までの期間については年二・六パーセント、<u>同年四月</u>から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、</p>	<p>附 則</p> <p>（退職一時金を返還する場合の利子の利率等）</p> <p>第三十条の六 法附則第二十八条の二第四項（法附則第二十八条の三後段において準用する場合を含む。）に規定する利率は、<u>年四・一パーセント</u>（法附則第二十八条の二第一項に規定する一時金である支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、<u>平成十三年四月</u>から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、<u>平成十七年四月</u>から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、<u>平成十八年四月</u>から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、<u>平成十九年四月</u>から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、<u>平成二十年四月</u>から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、<u>平成二十一年四月</u>から平成二十二年三月までの期間については年一・八パーセント、<u>平成二十二年四月</u>から平成二十三年三月までの期間については年一・九パーセント、<u>平成二十三年四月</u>から平成二十四年三月までの期間については年二・二パーセント、<u>平成二十四年四月</u>から平成二十五年三月までの期間については年二・二パーセント、<u>平成二十五年四月</u>から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、</p>

ト、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から平成三十二年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十六年三月までの期間については年四・一パーセント)とする。

2  
(略)

ント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント)とする。

2  
(略)

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号） 抄  
 （第一条関係）

改正後	改正前
<p>（脱退一時金等の額に係る利率）</p> <p>第三十九条 昭和六十年改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金の額の算定については、旧施行令第二十五条及び附則第三十条の六第二項中「五・五パーセント」とあるのは、「<u>四・二パーセント</u>」（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、<u>同年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント</u>、<u>同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント</u>、<u>同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント</u>、<u>同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント</u>、<u>同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント</u>、<u>同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント</u>、<u>同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント</u>、<u>同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント</u>、<u>同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント</u>、<u>同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント</u>、<u>同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント</u>、<u>同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント</u>、<u>同年四月</u></p>	<p>（脱退一時金等の額に係る利率）</p> <p>第三十九条 昭和六十年改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金の額の算定については、旧施行令第二十五条及び附則第三十条の六第二項中「五・五パーセント」とあるのは、「<u>四・一パーセント</u>」（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、<u>平成十三年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント</u>、<u>平成十七年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント</u>、<u>平成十八年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント</u>、<u>平成十九年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント</u>、<u>平成二十年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント</u>、<u>平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント</u>、<u>平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント</u>、<u>平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント</u>、<u>平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント</u>、<u>平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント</u>、<u>平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント</u>、<u>平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント</u>、<u>平成二十八年四月</u></p>

から平成二十九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から平成三十二年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十六年三月までの期間については年四・一パーセント」とする。

(返還一時金等の額に係る利率)

第七十八条の二 昭和六十年改正法附則第三百三十一条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の算定については、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第三百二十号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第二十五条中「五・五パーセント」とあるのは、「四・二パーセント（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、同年四

、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント」とする。

(返還一時金等の額に係る利率)

第七十八条の二 昭和六十年改正法附則第三百三十一条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の算定については、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第三百二十号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第二十五条中「五・五パーセント」とあるのは、「四・一パーセント（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、平成十三年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、平成十七年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、平成十八年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、平成十九年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月

月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から平成三十三年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十六年三月までの期間については年四・一パーセントとする。

までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセントとする。

◎ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）  
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（年金額等の水準を表す指数の計算方法）</p> <p>第七条 各年度における平成十六年改正法附則第七条第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数（以下この項において「指数」という。）は、当該年度の前年度における指数に、当該年度において法第四十四条の二第一項又は第三項（法第四十四条の三第一項の規定が適用される受給権者にあつては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率（法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。次条第一項において同じ。）を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、平成十六年度における指数は、〇・九九〇（昭和十二年四月一日以前に生まれた受給権者にあつては、〇・九八六）とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第七条の二 平成十六年改正法附則第七条の二第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数は、平成二十六年年度における前条第一項の規定により得た数に、平成二十七年年度において法第四十四条の二第一項又は第三項（法第四十四条の三第一項の規定が適用される受給</p>	<p>附則</p> <p>（年金額等の水準を表す指数の計算方法）</p> <p>第七条 各年度における平成十六年改正法附則第七条第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数（以下この項において「指数」という。）は、当該年度の前年度における指数に、当該年度において法第四十四条の二第一項又は第三項（法第四十四条の三第一項の規定が適用される受給権者にあつては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率（法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。）を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、平成十六年度における指数は、〇・九九〇（昭和十二年四月一日以前に生まれた受給権者にあつては、〇・九八六）とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>

権者にあつては、同項又は同条第三項の規定により再評価率を改定  
する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未  
満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2 平成十六年改正法附則第七条の二第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、前条第二項の規定により得た数とする。



◎ 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）  
（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>（平成二十七年<span style="border-bottom: 1px solid black;">度</span>における再評価率に関する読替え）</p> <p>第一条 平成二十七年<span style="border-bottom: 1px solid black;">度</span>における地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する再評価率については、同法別表第二を次のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <p>一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率</p>		<p>（平成二十六年<span style="border-bottom: 1px solid black;">度</span>における再評価率に関する読替え）</p> <p>第一条 平成二十六年<span style="border-bottom: 1px solid black;">度</span>における地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する再評価率については、同法別表第二を次のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p> <p>一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率</p>	
昭和六十二年三月以前	一・二二一	昭和六十二年三月以前	一・二〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八九	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六〇	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九〇	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三九	平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二五
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一〇	平成四年四月から平成五年三月まで	〇・九九六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九〇	平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九七六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二	平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一	平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七	平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七	平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一	平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八

平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者  
 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ  
 て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二三一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五一

平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九六四

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者  
 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ  
 て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二一四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三六

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇〇
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九八六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六四

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者

組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二五七
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇

組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二四〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二一〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇七
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者  
 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ  
 て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇七
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七三
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五七
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九六四

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者  
 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ  
 て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二四六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一三
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九九三
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九七二
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九六〇
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五

平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者  
 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ  
 て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇七
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七三

平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九六四

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者  
 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ  
 て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二四六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一三
平成六年四月から平成七年三月まで	○・九九三
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九七二
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九六〇

平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五一
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者  
 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応  
 じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八

平成九年四月から平成十年三月まで	○・九四七
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九六四

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者  
 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応  
 じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二五一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九一

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一一
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九〇
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七七
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五三

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇三七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇一七
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九七
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六四



七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七九
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六二

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四六
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二四
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇四
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八三
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七一
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五八
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九四七
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇五
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九九三
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九八〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九六八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九六七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六六

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九六四

八 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一三
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三

平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七五
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七九
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九八一
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九八一
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九七九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九六二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九七四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九八〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九八三
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九七九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九五三
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	○・九五三

九 昭和十三年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二七

平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	○・九六四

九 昭和十三年四月二日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三七
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八五
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五五
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一三

平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七九
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七九
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七六
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六〇
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八一
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五一
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五一

(平成二十七年年度以後における停止解除調整変更額及び支給停止調整額の改定)

第二条 平成二十七年年度以後における地方公務員等共済組合法第八十一条第二項第二号に規定する停止解除調整変更額については、同条第四

平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六七
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五五
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五四
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六三
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六四
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六五
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六五
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六三
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四七
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九五九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六四
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六二
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六二

(平成二十三年年度以後における停止解除調整変更額及び支給停止調整額の改定)

第二条 平成二十三年年度以後における地方公務員等共済組合法第八十一条第二項第二号に規定する停止解除調整変更額については、同条第四

項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

2 平成二十七年以後における地方公務員等共済組合法第八十二条第一項に規定する支給停止調整額については、同条第二項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

（平成二十七年における給料年額改定率に関する読替え）

第三条 平成二十七年における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、同法附則別表第六を次のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二二
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九

項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十六万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

2 平成二十三年以後における地方公務員等共済組合法第八十二条第一項に規定する支給停止調整額については、同条第二項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十六万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

（平成二十六年における給料年額改定率に関する読替え）

第三条 平成二十六年における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、同法附則別表第六を次のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇四
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一四
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二四〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二五一

昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

(平成二十七年における従前額改定率の改定等)

第四条 平成二十七年における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。次項において「平成十二年改正法」という。)附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇〇〇とし、同月二日以後に生まれた者については一・九九八とする。

2 平成十二年改正法附則別表平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九二三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九二六
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九二四
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九二四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九一四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九二七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九三四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九三七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九三七

昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二六一
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二七二
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二七三

(平成二十六年における従前額改定率の改定等)

第四条 平成二十六年における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。次項において「平成十二年改正法」という。)附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・九九八とし、同月二日以後に生まれた者については一・九八四とする。

2 平成十二年改正法附則別表平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九二三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九二六
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九二四
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九二四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九一四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九二七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九三四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九三七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九三七

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで  
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで

○・九三二  
○・九〇九

平成二十六年四月から平成二十七年三月まで

○・九三二

◎ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）  
 （第五条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（平成二十七年度における年金額の改定）</p> <p>第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る平成二十七年四月分以後の月の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち平成二十六年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十六年度における年金額の改定）</p> <p>第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る平成二十六年四月分以後の月の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち平成二十五年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この</p>



項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、平成二十六年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行

項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、平成二十五年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行

法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。  
。）に四・八〇八を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四号）第五条による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。）又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち平成二十五年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

4  
（略）

法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。  
。）に四・七四二を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第八十六号）第四条による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金の額（同条による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。）又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち平成二十三年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

4  
（略）